

令和6年度 給配水管漏水修繕等業務委託
プロポーザル募集要領（公募型）

加古川市上下水道局
配水課
（令和6年9月）

1 趣旨

加古川市上下水道局（以下「局」という。）の管理する給・配水管等（送水管含む）の破裂、漏水修繕及び出水不良や濁水等に対し迅速に対応する必要がある。また水需要の減少による料金収入の減少、老朽化が進行する管路更新の増大など水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増している。

これらを踏まえ、給配水管漏水修繕等業務委託（以下「本業務委託」という。）の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）及び契約候補者の次に契約の相手方となる候補者（以下「次点者」といい、契約候補者及び次点者を「契約候補者等」という。）を選定するものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名 : 給配水管漏水修繕等業務委託

(2) 業務の目的 : 漏水の早期発見、迅速な修繕等を行うことで、お客さまに対するサービス向上を図る。

(3) 業務内容 : 受付・現地確認業務

①執務場所、加古川市水道庁舎内のお客さまセンター内とする。

②電話・窓口で漏水修繕等受付・現地確認

③受付台帳の整備

④その他関連業務

給配水管漏水修繕業務

①漏水調査・断水・修繕・洗管、それに伴う弁栓類の操作及び関係機関への連絡・立会・申請等業務

②現場における工程管理、材料管理及び安全管理等

③メーター周りは、モルタルあるいはアスファルトの復旧（所有者へ修理前に十分説明し、承諾印を貰う）

④舗装箇所は仮舗装復旧（常温合材は原則認めない）

⑤修繕伝票の作成

⑥事故報告書・洗管水量報告書等の作成

⑦その他関連業務

マーキング・現地立会業務

①他事業における水道管の調査依頼に基づき埋設状況を確認し、マーキング及び現地立会を行う。

②不明管がある場合も、調査のうえ依頼者と現地立会をする。

③立会時に水道管を確認した時は、管体損傷の有無、接合部の抜け出し及び漏水の有無等を確認する。また管体保全のために必要な措置（管体防護・他物件との離隔確保等）を講ずるよう、依頼者に指示する。

④作業、立会等の報告書の作成。

その他業務

①火災発生時他、消火栓使用による水濁り等の洗管業務

②局が指定する市内40箇所・昼間・2回/年の洗管業務

③上記に伴う弁栓類の操作及び洗管水量報告書の作成

④その他関連業務

※各業務詳細は、「給配水管漏水修繕等業務委託仕様書」のとおり。

(4) 履行期間 : 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

3 施行予定額

406,560,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

4 プロポーザルの型式

本業務委託は、公募型プロポーザルにより契約候補者等を決定するものとする。

5 プロポーザル選定委員会の設置

契約候補者等の選定は、給配水管漏水修繕等業務委託プロポーザル選定委員会設置要領に定める選定委員会が行うものとする。

6 契約候補者等決定までの流れ

- (1) プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、指定期日までに局に参加申し込みをし、局から参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できるものとする。
- (2) 参加者は、指定期日までに配水課に企画提案書等を提出したのち、契約候補者等の選定を受けるものとする。
- (3) 局は、選定の結果、得点が上位1位となった者を「契約候補者」、上位2位となった者を「次点者」として選定し、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて契約条件等について協議を行うものとする。
- (4) 上記(3)の期間内に局と契約候補者との協議が整わない場合は、局は次点者と協議を行うものとする。
- (5) 本業務委託の日程については、「17 日程及び提出書類等」のとおりとする。

7 参加資格要件

参加者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

応募形態	単体企業あるいは共同企業体
参加資格要件	<p>企画提案を行う事業者の形態が単体企業の場合は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。</p> <p>共同企業体の場合は、次に掲げる要件のうち、(1)・(2)・(3)・(4)においては少なくとも構成員のいずれかが要件を満たすものとし、(5)・(6)・(7)・(8)・(9)・(10)においては、全構成員が要件を満たすものとする。なお、単体企業と共同企業体の構成員の両方で応募することはできない。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 水道技術管理者の資格を有する常時雇用関係にある正社員を市内に配置すること。(2) 管工事において建設業の許可を有すること。(3) 給水装置工事主任技術者の資格を有してから実務経験3年以上の者を市内に配置できること。(4) 給水人口が5万人以上の上水道事業体で、給配水管修繕業務又は管理運営業務等の受託実績（平成26年4月1日から令和6年3月31日までの間で1年以上の実績）があること。(5) 加古川市水道事業及び下水道事業契約規程（平成10年水道事業管理規程第5号）第2条第1項に規定する入札参加資格者名簿に登録されていること。(6) プロポーザル参加表明書の公募開始日から契約締結日までの期間において、加古川市上下水道局指名停止基準（平成13年水道局訓令第6号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。(7) 以下に該当しないこと。 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再

	<p>生手続開始の申立てを行っている者。ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。</p> <p>(8) 加古川市上下水道局契約からの暴力団排除に関する要綱（平成24年3月30日水道事業管理者決定）に規定する暴力団等でないこと。</p> <p>(9) 地方自治法施行令第167条の4に規定する資格制限に該当しないこと。</p> <p>(10) その他公平な競争の妨げになる行為、事実等がないこと。</p>
その他	<p>加古川市水道事業及び下水道事業契約規程（平成10年水道事業管理規程第5号）、給配水管漏水修繕等業務委託プロポーザル募集要領等を熟知のうえ、無効となる参加申込みとならないよう参加に必要な手続き及び注意事項を遵守すること。また、契約締結後は給配水管漏水修繕等業務委託仕様書に基づき速やかに書類を提出すること。</p> <p>令和7年4月1日から委託開始とし、事前に業務の準備を行い、その間の費用は受託者の負担とする。</p>

8 説明会

説明会は開催しない。

9 質疑・回答

質疑・回答については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、質問書（様式13）に質問事項を記載のうえ、令和6年10月2日（水）までに、電子メールにより配水課宛に送信すること。
- (2) メールのはじめの件名は「給配水管漏水修繕等業務委託に係るプロポーザルの問い合わせについて（会社名）」とすること。
- (3) 質疑に対する回答は、質問回答書により、参加者全員に電子メールで、令和6年10月7日（月）までに回答する。

※ 参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、局は回答しないことができるものとする。

10 参加申込・資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、プロポーザル参加表明書（様式1）（局ホームページに掲載）に必要な事項を記入・代表者印を押印のうえ、関係書類を添えて次のとおり配水課に提出すること。

① 関係書類

- ・会社概要票（様式2）
- ・技術者等の資格を証する書類の写し
- ・加古川市市税確認承諾書（課税の有無にかかわらず、提出すること。）
- ・加古川市水道料金、下水道使用料及び受益者負担金確認承諾書（水道料金・下水道使用料の賦課の有無にかかわらず、提出すること。）
- ・国税に関する納税証明書「その3の3」（写し可、令和6年6月6日以降に発行したものに限り。）
- ・業務実績調書（様式3）
- ・業務実績を証する契約書等の写し（業務実績が確認できる仕様書等の資料を含む。）
- ・会社概要（パンフレットなど任意）

- ・参加資格要件を満たすことを証明できる書類
- ・共同企業体の場合は共同企業体協定書原本及びそれに伴う覚書等
- ② 提出先：加古川市上下水道局配水課
- ③ 提出期限：令和6年9月18日(水)
- ④ 提出方法：直接配水課窓口へ持参（土・日曜、祝日を除く。）または、書留郵便とする。（電子メールでの提出は不可）

(2) 資格審査

局は、受け付けたプロポーザル参加表明書等により、参加表明者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格確認の結果について、参加資格審査結果通知書兼企画提案書等提出依頼書又は参加資格審査結果通知書により、令和6年9月27日(金)までに参加希望者に通知をするものとする。

参加資格審査結果通知書を受領した者は、この決定について、通知日の翌日から起算して5日以内（土・日曜、祝日を除く。）に、書面をもって配水課に説明を求めることができるものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加希望者又は参加者が参加を辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退書」（様式12）に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、企画提案書提出締切日まで配水課に提出するものとする。

11 企画提案について

(1) 企画提案書等の作成

参加者は、仕様書及び企画提案書作成要領等に基づき、考えうる最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。企画提案は1者につき1件とし、以下の書類を提出することとする。なお、企画提案書等に記載された内容については、③見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

① 企画提案書の提出について

「企画提案書等提出届」（様式6）に必要事項を記入し、代表者印を押印すること。

② 企画提案書

企画提案書作成要領を参照のうえ、同要領に規定する項目順に作成すること。書式は任意とするが、用紙はA4とし、頁数は表紙・目次を除いて70ページ以内とする。

③ 見積書及び見積り内訳書

履行期間内に本業務委託内容を実施するための費用を施行予定額の範囲内で作成する（様式は任意。代表者職氏名を記載し、押印のこと）。金額は消費税及び地方消費税相当額（税率10%）を含む金額を記入すること。

(2) 提出部数

- ・正本 1部
- ・副本 9部

(3) 提出の期限、方法及び場所

期限：令和6年10月16日(水)

方法：直接配水課窓口へ持参（土・日曜、祝日を除く。）または、書留郵便とする。（電子メールでの提出は不可）

場所：加古川市水道庁舎 2階 配水課

〒675-8588 加古川市野口町良野 398番地の1

※ 提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

※ 郵送による提出の場合、提出期限までに配水課に到着しなかったものは受け付けない。

- (4) 企画提案書等に対する質問
企画提案書等の内容について、局が参加者に問い合わせを行った場合は、問い合わせを受けた参加者は速やかに回答するものとする。
- 12 第1次審査（書類審査）通過者の決定
企画提案書の内容、実施体制等を書類審査し、第2次審査に進む者（以下「第1次審査通過者」という。）を選定する。
- (1) 第1次審査通過者への通知
「プロポーザル選定委員会〔第1次審査〕結果並びに第2次審査について（通知）」により通知する。
- (2) 上記(1)以外の者への通知
「プロポーザル選定委員会〔第1次審査〕結果について（通知）」により通知する。
- (3) 上記(1)及び(2)の通知は、審査終了後、7日以内（土・日曜、祝日を除く。）に通知する。
- (4) 第1次審査通過者以外の者は、その理由について、通知日の翌日から起算して5日以内（土・日曜、祝日を除く。）に、書面をもって配水課に説明を求めることができるものとする。
- 13 第2次審査（プレゼンテーションによる審査）
- (1) 第1次審査通過者を対象にプレゼンテーションを実施する。
※ 詳細は、各者に別途連絡する。
場所：加古川市水道庁舎 4階 441会議室
加古川市野口町良野 398番地の1
時間：準備10分、説明20分、質疑30分を予定
ア プレゼンテーションは、局に提出した企画提案書を使用して説明することとし、資料の差替え・追加は認めない（スクリーン等に投影して説明する場合を含む）。
ただし、誤字脱字等がある場合に限り、プレゼンテーション時に説明をすることは差し支えない。
イ プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、スクリーン及びプロジェクターは局が用意する。
ウ 参加者の出席者は4名以内とする。
エ 局は、プレゼンテーション内容を録画又は録音することができる。
- (2) プレゼンテーションの採点を第1次審査の採点に加味して契約候補者等を選定する。
- ア 契約候補者への通知
「プロポーザル選定委員会〔第2次審査〕結果について（通知）」により通知する。
- イ 次点者への通知
「プロポーザル選定委員会〔第2次審査〕結果について（通知）」により通知する。
- ウ 上記ア及びイ以外の者への通知
「プロポーザル選定委員会〔第2次審査〕結果について（通知）」により通知する。
- (3) 上記(2)の通知は、審査終了後、7日以内に通知する。
- (4) 契約候補者に選定された者以外の者は、その理由について、通知日の翌日から起算して5日以内（土・日曜、祝日を除く。）に、書面をもって配水課に説明を求めることができるものとする。
- 14 契約候補者等の選定
契約候補者等の選定については、別紙採点表により、契約候補者及び次点者を決定する。なお、合計点が同じ場合は、出席委員等の多数決で決定し、可否同数のときは、委員長が決定する。

また、合計点のうち価格点を除いた 200 点満点中 110 点に満たない者は、契約候補者等に選定しない。

15 契約締結に向けての協議

(1) 仕様等の確定について

配水課は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものでない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができる。次点者においても同様とする。

(2) 契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(3) 契約書について

契約書は、局が用意したものを使用する。

(4) 契約保証金

契約保証金については、契約金額（長期継続契約においては契約金額の 5 年総額）の 10 分の 1 に相当する額以上を契約締結時に納付すること。ただし、候補者が加古川市水道事業及び下水道事業契約規程（平成 10 年 4 月 1 日 水道事業管理規程第 5 号）第 26 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は当該条項により免除する。

16 日程及び提出書類等

事務等の名称	日程・締め切り	提出書類等	
説明会	開催しない	—	—
参加申込	令和 6 年 9 月 18 日(水)	様式 1～様式 3、必要書類	参加希望者⇒局
参加資格審査結果の通知	令和 6 年 9 月 27 日(金)までに発送	様式 4 又は様式 5	局⇒参加希望者
質問締切	令和 6 年 10 月 2 日(水)まで	様式 13	参加者⇒局
質問に対する回答	令和 6 年 10 月 7 日(月)	メールで回答 様式 14	局⇒参加者
企画提案書等提出	令和 6 年 10 月 16 日(水)	様式 6 企画提案書 } 見積書等 } 正本 1 部 副本 9 部	参加者⇒局
プレゼンテーション	令和 6 年 11 月 15 日(金) ～ 令和 6 年 11 月 22 日(金)	—	—
選定結果等の通知	令和 6 年 11 月 29 日(金)	—	局⇒参加者
契約候補者との協議	～令和 6 年 12 月 18 日(水)	—	—
次点者との協議	令和 6 年 12 月 19 日(木)～ ※1	—	—
契約締結日(予定)	令和 7 年 1 月 17 日(金)	(契約書)	—
業務の履行開始	令和 7 年 4 月 1 日(火)	—	—

※1 契約候補者との協議が整った場合は、局は速やかに次点者にその旨及び次点者との協議を行わないことを通知する。

17 情報公開

選定の過程や評価結果については、加古川市情報公開条例に基づき対応する。

18 その他

- (1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ① 提出書類の提出期限を過ぎた場合
 - ② 募集要領、企画提案書作成要領に定める事項に違反した場合
 - ③ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
 - ④ 募集要領に定める方法以外で局職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
 - ⑤ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと局が判断した場合
- (2) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (3) プロポーザルの過程で得た情報等は本局に帰属し、局は調査手段等を含め公開・配付できるものとし（個人情報及び企画提案書の内容を除く）、参加希望者はこのことに同意のうえ参加申し込みをすることとする。
- (4) 契約候補者となった場合、業務実績として本局の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については本局の許可なく開示できないこととする。
- (5) 提出された企画提案書等は返却せず局の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (6) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜局が判断するものとする。

19 問い合わせ先

加古川市上下水道局配水課 担当：加古・瓜生

電話：079-427-9330

FAX：079-421-6025

E-mail：haisui@city.kakogawa.lg.jp

以上